した者と民法九七〇条一項三号にいう筆者 ワープロを操作して秘密証書遺言の表題及び本文を入力して印字

[事実関係]

された。

一五日付け (当時Aは八七歳) で、次のような遺言書が作成

家裁月報五五巻三号七二頁、判例時報一八〇〇号三一頁

遺言無効確認請求事件

最高裁平成一四年九月二四日判決、

昭和二八年一一月一一日、Yと婚姻をした。Yは再婚であり、 四名とは養子縁組をしてはいない。 前夫との間にBら四名の子をもうけていた。AとYの子Bら Aは、昭和二八年七月一七日、Dと離婚した。その後、Aは、 日、Dと婚姻し、同人との間に、Xら三名の子をもうけた。 (明治四四年一月一日生) は、昭和一六年九月二五

平成六年四月二〇日ころ脳梗塞を発症し、 以後、パー

> を繰り返していた。そして、Aの入院中の平成一〇年一一月 キンソン症候群、脳梗塞、意識障害との診断を受け、 入退院

勝

司

成十年十一月拾五日 神奈川県横浜市**区**町**番地 供らは皆これを了承し、母への孝養を尽くすことを望む。平 すべて、妻Yに相続させる。なお、この遺言は、妻Yの多年 の労苦に報い、その老後の保障のためにするものである。子 「遺言書 遺言者A」 遺言者Aは、次のとおり遺言する。私の財産は、

この遺言書について、 作成年月日の「平成十年十一月拾五

53 - 1 - 203 (名城 '03)

一、平成一○年一一月二○日、Aの入院する病院に、公証人Eが出向き、F・Gの二人の立ち会いのもとに、秘密証書はした上で、E公証人に対し、本件封筒に入れられた文書が出した上で、E公証人に対し、本件封筒に入れられた文書が出した上で、E公証人に対し、本件封筒に入れられた文書が出した上で、E公証人に対し、本件封筒に入れられた文書がいたで、E公証人に対し、本件封筒に入れられた文書がいた。

亡したので、横浜家庭裁判所に本件遺言書の検認を申し立て、頼されて自宅に保管していたが、Aが平成一一年五月七日死Yは、本件遺言がなされた後、Aから本件封筒の保管を依

同年八月六日に、本件遺言書の検認がなされた。

し本件遺言は無効であることの確認を求めた。 型に、このような遺言に対して、Xらは、 遺言当時Aは意思能力を欠いていた、 遺言書はAの意思に基づいて作成されたものではない、 Aは公証人に対して遺言書の筆者の氏思能力を欠いていた、 遺言書はAの意思に基づいて作成さい。 このような遺言に対して、Xらは、 遺言当時Aは意

[第一審判決]

ると判断して、Xらの請求を容認した。本件遺言は、民法九七〇条一項三号の要件を欠き、無効であ「筆者」はCであり、AはCの住所氏名を述べていないから、一審横浜地裁平成一三年七月四日判決は、本件遺言書の

原審判決]

〇四) も、次のように述べて、Xらの請求を認容した。東京高裁平成一三年一一月二八日判決 (判例時報一七八〇・

申述することを要求している趣旨は、後日、秘密証書遺言に式として、証書 (遺言の本文) の筆者の住所氏名を公証人に「民法九七〇条一項三号が、秘密証書によって遺言をする方

にし ぎず、 沿うものであるか否かを判断するのが相当であると考えられ 場合には、一般的には、その筆記者を尋問して、遺言者が遺 言書に記載された遺言の趣旨と遺言者の真意との間に齟齬が 言者死亡後に筆記者を尋問することができるよう配慮したも に当たっては、 たものと理解されるのである。そこで、秘密証書遺言をする な記載がされているか等を確定し、遺言書が遺言者の真意に があるか否か、あるいは判読しがたい部分についてどのよう を確認し、また、遺言書について、書き間違いやすり替え等 言を口述した当時の遺言者の言動や遺言時の状況等を明らか 確認するには遺言者以外に遺言者の本文を筆記した者が あるか否か等を確認することはしないので、遺言者の真意を 遺言書が自己の遺言である旨を申述したことを公証するにす 書入りのまま遺言書を提出したこと及び遺言者においてその 宜を慮った点にある。すなわち、秘密証書遺言の場合、 ついて争いが生じたときに、当該筆者に対する尋問を行う便 遺言者が遺言につきどのような考え方をもっていたか等 遺言書作成当時の遺言者の遺言能力及び遺言意思の有 提出された遺言書についてその記載内容を検証し、 封書に封じられた当該遺言書につき、遺言者がその 一律に、遺言者に筆記者を明らかにさせ、 公証 いる 遺 封

Ιţ 証書遺言において遺言者が公証人に対し筆者を申述すること 当である」。 遺言者があらかじめ自筆で作成した原稿を添えてワープロ操 作して印字した場合はもちろん、遺言者以外に筆者は存在し 三号に規定する筆者とは、遺言者以外の者であって、実際に の ではなく、訴外しであるとする。そして、「上記のとおり秘密 これを出力 除き、ワープロを操作した者(遺言者の遺言の内容を入力し、 の入力されたとおりに出力 (印字) されたにすぎない場合を 文どおりに純然たる機械的方法により行われるとともに、そ 何らかの加除訂正その他の行為を行わず、ひたすらその原稿 作者に直接なした依頼に基づき、ワープロ操作者において、 わち当該ワープロ印字部分の一語一語に係るワープロ入力が、 したと同視することが許される特段の事情がある場合、すな ようがないが、その他の、遺言者以外の者がワープロを操作 されている場合には、そのうち、遺言者自身がワープロを操 遺言を筆記した者をいうのであり、 して印字した場合は、遺言者自身がワープロを操作して印字 と解することができる」。 そうすると、「民法九七○条一項 その方式上、 [印字] した者) が筆者に当たると解するのが相 したがって、 実質的かつ重要な要素というべきところ、 本件においては、 遺言書がワー 遺言書の筆者はA プロで印字

これを自筆証書遺言としての効力を有すると規定しているこ 遺言が同法九七〇条に定める方式に欠けるものがあっても同 同法に定める方式でなければ遺言としての効力を認めない 遺言としては無効である。」と判示した。 筆者である旨申述したのであるから、本件遺言は、 件遺言書の筆者が訴外Cであることを申述せず、亡A自身が のが同法の趣旨である」と述べて、「Aが公証人Eに対 が欠ける場合には、同法九七一条により自筆証書遺言として とにかんがみれば、秘密証書遺言につき同法九七〇条の要件 法九六八条の自筆証書遺言としての方式を具備するときには、 の方式について詳細な規定をし、同法九七一条が、秘密証書 する厳格な定めをし、同法九七○条において、 れば、これをすることができない。』と規定して、遺言につき 民法九六○条は、『遺言は、この法律に定める方式に従わなけ |効力が認められない限り、遺言としては無効とするという 秘密証書遺言 秘密証書 Ų 本 لخ

[上告理由]

旦

に署名、 プロの操作者に限定することは誤りで、社会常識上当該書面 Yは上告をして、 捺印した作成者自身を指す場合があると理解すべき ワープロで印字された遺言者の筆者は 7

であるとして、次のように述べる。

実質的に左右するような解釈を導きだすべきではない」。 書それ自体とその他の諸般の状況によって判断されるべきで とするのは極めて危険である。遺言は客観的に存在する遺言 者を尋問することによって、......広範囲の事実を確定しよう 能力の有無を判断するためであるとしているが、「遺言書の 筆者を尋問することによって、遺言時の状況や遺言者の遺言 あって、筆者であるとされる者の証言によって遺言の内容を 二審判決が、筆者の住所氏名を申述させる趣旨として、 筀

るのに、遺言者の筆跡は明らかにAのものでない場合は、 あると考える。即ち、遺言者は筆者をAであると申述して ることによって、その後の遺言書の偽造・変造を防ぐためで て筆記されることも想定されているので、筆者を明らかにす ある。「自筆証書遺言と異なり、秘密証書遺言は第三者によっ 筆者の住所氏名を申述させる趣旨は、むしろ、次の理由も 偽造・変造が行われたことが推測される。」

字をした場合は文字に個性がないので、 らば、 せることにはそれなりの意義があるとしても、ワープロで印 「筆者の住所氏名を申述させる趣旨を上記のように解するな 第三者が肉筆で書いた遺言書については筆者を申述さ 誰が操作しても同じ

ぎない者は筆者に当たらないというべきである。 字体であり、 たという理由で遺言を無効とすべきではない。」 ワープロを操作したに過ぎない者を筆者であると申述しなかっ して、「このように見てくると、単にワープロを操作したに過 筆者を申述させる意義はさほど大きくない。」そ 少なくとも、

場合に限り、第三者がワープロを操作しても遺言者自身が筆 でも良いとする考え方、原審のいうように厳格に遺言者の意 であるとする。 者であるとするが、それ以外はすべてワープ口操作者が筆者 プロを操作したと同視することが許される特段の事情がある 操作者であるとすると考え方。原判決は、遺言者自身がワー 思どおりに打った場合にのみ遺言者で、それ以外はワープロ 作者であるとする考え方、筆者は遺言者でもワープロ操作者 即ち、筆者は遺言者であるとする考え方、筆者はワー た場合、筆者は果たして誰なのか。解釈は数通り考えられる。 また、「遺言者が原稿を作成してそれを第三者に打たせ ・プロ操

す 力を分ける理由は十分ではない。 べて遺言書が無効になるのか (例えば原判決が特別の事情 ないし、両者を分ける限界が恣意的であっては、 特段の事情の有無の限界が明確であるか疑問なしと なお、申述を誤った場合は 両者の効

> 方も成り立ち得る。 更に、遺言文の原稿を作成した第三者 があるとする場合にもかかわらずワープロ操作者を筆者であ 成された場合、筆者はその第三者なのか事務員なのか。 (例えば弁護士) が事務員にワープロを操作して遺言本文を作 者であると申述することも許されるのではないかとする考え 言者本人になっていることから、この場合も遺言者自身が筆 言者が署名捺印している外見なので、文章の作成名義人は遺 筆者はその第三者であるとする意見が多数であると思われる (例えば弁護士) がワープロを操作して遺言文を作成した場合、 有効なのか) も明かでない。 ると申述すれば遺言は無効になるのか、それともその場合は その場合でも、 ワープロによって印字された遺言文に遺 遺言者の意見を聞いて第三者

శ్ఠ と考える。」 言者が署名捺印をした場合の筆者は遺言者本人であると考え しも誤りではなく、 上告人の意見としては、ワープロで印字された遺言文に遺 但し、ワープロ操作者を筆者であると申述しても、 筆者の解釈は緩やかにされるべきである 必ず

[最高裁判決]

上記事実関係の下においては、 本件遺言の内容を筆記

'03) 53 - 1 - 206

所定の方式を欠き、無効である。」 を入力し印字したCであるというべきである。 A は、公証人に対し、本件遺言者の筆者としてCの氏名及び住所を申述しに対し、本件遺言者の筆者としてCの氏名及び住所を申述し

石 5

ばならない問題が伴う。

水宮証書遺言文がワープロを操作して書かれたときは、ワー秘密証書遺言文がワープロを操作して書かれたときは、ワーがならない問題が伴う。

一、筆者

は遺言者の自書でなけれならないというような制限はない。名し、印を押した上で(九七○条一項二号)だけで、遺言証書らないとされている(九七○条一項一号)、その証書を封じ、名の証書によって遺言をするには、遺言者が遺言証書に署

ことになるのか。これが、本事案の問題である。ことになるのか。これが、本事案の問題である。ことになるのか。これが、本事案の問題である。ことになるのか。これが、本事案の問題である。ことになるのか。これが、本事案の問題である。

ている。
ている。
ている。
ている。
ている。
のような判決について、本件にはて)
できるとしても、「筆者」を確定する基準には不明確な点が残ってきるとしても、「筆者」を確定する基準には不明確な点が残ってきるとしても、「筆者」を確定する基準には不明確な点が残ってきるとしても、「筆者」を確定する基準には不明確な点が残っている。

遺言者があらかじめ自身で作成した原稿に基づきワープロ操る特段の事情のある場合があるとする。そして、原審判決は、者自身がワープロを操作して入力・印字をした場合でも、遺言の者がワープロを操作して入力・印字をした場合でも、遺言「筆者」を確定する解釈について、原審判決は、遺言者以外

れることになる。
れることになる。

そこで、私は、「筆者」の確定については、特段の事情の存在を認めるべきでないと考える。すなわち、ワープロ操作者が高きで清書をしたとしても、あるいは、遺言者の口述を第三者が手書きで文章化したとしても、その第三者が「筆者」であり、同じ様に第三者がワープロで入力したような場合でも、「筆者」であり、同じ様に第三者がワープロで入力した場合でも、「争さで清書をで文章化したとしても、その第三者が「筆者」であり、同じ様に第三者がりしても、その第三者が「筆者」であると考える。

、筆者の氏名及び住所の記載の意義

所を申述しなかったので、方式に欠ける遺言であり、遺言は本最高裁判決は、本件遺言者の筆者としてCの氏名及び住

は、どのような意味をもつのであろうか。無効であるとする。それでは、「筆者」の氏名及び住所の記載

うな記載がされているか等を確定し、 等があるか否か、あるいは判読しがたい部分についてどのよ 有無、遺言者が遺言につきどのような考え方をもってい 遺言を口述した当時の遺言者の言動や遺言時の状況等を明ら があるか否か等を確認することはしないので、遺言者の真意 にすぎず、提出された遺言書についてその記載内容を検証し、 その遺言書が自己の遺言である旨を申述したことを公証する 等を確認し、また、遺言書について、書き間違いやすり替え る場合には、一般的には、その筆記者を尋問して、 を確認するには遺言者以外に遺言者の本文を筆記した者がい 遺言書に記載された遺言の趣旨と遺言者の真意との間に齟齬 の封書入りのまま遺言書を提出したこと及び遺言者において 公証人は、封書に封じられた当該遺言書につき、遺言者がそ う便宜を慮った点にある。 言について争いが生じたときに、当該筆者に対する尋問を行 人に申述することを要求している趣旨は、後日、秘密証書遺 原審判決は、「証書(遺言の本文)の筆者の住所氏名を公証 遺言書作成当時の遺言者の遺言能力及び遺言意思の すなわち、秘密証書遺言の場合、 遺言書が遺言者の 遺言者が 真意 たか

ħ に沿うものであるか否かを判断するのが相当であると考えら たものと理解されるのである。.....」と述べる。

ほかならないと述べている。 について争いが生じたとき、同人に尋問する便宜を考えた 学説も、筆者の氏名と住所を申述させるのは、後日、遺言 ΙΞ

遺言の効力を生じたときに、「筆者」が存命しているとは限ら が残るからである。 かんによって遺言が無効となってしまうということにも問題 するということには、問題があると考える。 しかし、このような理解には疑問がある。 また、「筆者」に尋問をした場合には、「筆者」の陳述い 「筆者」に尋問を 遺言者が死亡し、

ことを遺言者に問うべきであると考える。そして、 が遺言者と異なることを示すだけのことしか意味を有さない私は、遺言の「筆者」の住所氏名を申述することは、「筆者」 問い、かつ、その内容は遺言者の意思の通りであるかという 場合には、公証人は遺言者に遺言の文言を確認したか否かを と考える。 いに対して、遺言者が肯定の申述をするならば、 公証人は封紙に付記すべきであると考える。 このような そして、私は、遺言者以外の者が「筆者」である そのこと それらの

あることを示すべきである。

Ξ フランス法における秘密証書遺言

秘密証書遺言の規定

りる。 考となる。フランス民法九七六条二項は、 この点において、フランス民法の秘密証書遺言の規定は参 次のように定め Ť

ればならない。どのような場合であれ、遺言者は、 は、その用紙を、それらの者の面前で、閉緘し、 た書き方 (手書き又は機械) を表示する。」 と内容を自身で確認 (vérifier) したということを是認しなけ とを申述する。後者の場合には、遺言者はその文言 (libellé) 筆記されたか又は他の者によって筆記されたか、とういうこ であり、彼の署名がなされていること、そして、 つ封印する。そして、遺言者は、その用紙の内容が彼の遺言 して、その用紙を、 「......遺言者は、このようにして閉緘し、押印し、 公証人と二人の証人に提出するか、 押印し、 彼によって 用いられ かつ封印 また か

とも、 このような規定によると、遺言者自身が遺言を筆記するこ 遺言者以外の者が遺言を筆記することもできる。 未成

公証人の付記によって、 遺言書が遺言者の真意に沿うもので

年者、 遺言者以外の者として、遺言を筆記することができる。 外国人、女性、さらには、受遺者、公証人であっても、

ることも必要でないし、署名をしたとしても遺言が無効とな とも必要はないとされている。 遺言を筆記した者が署名をす るということもない。 言者は、遺言者の代わりに遺言を筆記した者の名前を示すこ 遺言が遺言者と異なる者によって筆記されたとしても、 遺

合もある。 遺言者以外の者によって遺言が筆記されたとされる場合に 遺言者の書いた下書きを第三者が清書しただけという場 遺言者が筆記者に口述をしたということもあるであろう

ζ 以外の者によって筆記された秘密証書遺言ということになる。 いので、タイプで打たれた秘密証書遺言も有効である。 いた下書きを第三者がタイプで清書をした場合にも、遺言者 秘密証書遺言は、手書きであっても、機械で書かれてもよ 遺言者の口述を第三者がタイプで打ったり、 による確認 他者によって筆記された遺言の内容についての遺言者 遺言者の書 従っ

者はその文言 (libellé) と内容を自身で確認 (vérifier) 遺言者以外の者によって遺言が筆記された場合には、「遺言 し

た

記させるにしても、 能力が必要であると説かれている。 者が自身で遺言を筆記するとしても、あるいは、第三者に筆 の方式で処分をすることはできない。」と規定している。 民法は第九七八条は、「読解能力のない者らは、秘密証書遺言 ということを是認しなければならない」ことから、フランス る能力、すなわち、読むことが体力的にも知力的にもできる て、学説は、フランス民法の秘密証書遺言においては、遺言 遺言者は、少なくとも、読むことができ そし

者に遺言を筆記させているにもかかわらず、 身で筆記したか他者に筆記させたかを明示することが必要で が、機械 (タイプ) を用いて書いたであろうが、遺言者が自 遺言者が自身で筆記したか他者に筆記させたかが明示されて ることが必要である。そして、もし、秘密証書遺言において、 言とその内容を遺言者が確認をしたという遺言者の申述のあ あり、他者に筆記させた場合には、他者が筆記した遺言の文 たことを明示していないならば、遺言は無効となる。 .ない場合には、遺言は無効となる。 むろん、遺言者が、 フランス民法の秘密証書遺言においては、手書きであろう

一九五〇年前の秘密証書遺言の規定

現在のフランス民法の秘密証書遺言の規定は、

一九五〇年

'03) 53 - 1 - 210

である。

が肯定をしたならば、その旨を、遺言書の封紙に付記すべき 問うべきであり、そして、それらの問いかけに対して遺言者

公証人によるこのような付記が、遺言書に記載され

遺言は遺言者の意思と一致しているかについても、 の文言とその内容を確認したかということを問い、

捺印した証書を提出し、又は、これらの者の面前において封 び証人ら全てがこの表書に署名する。.....」となっていた。 とを申述する。 と、または、他人に筆記させ、自ら署名をしたものであるこ 緘し、捺印させる。そして、遺言者は、その用紙に記され た紙の上に、その申述を表書として記し、遺言者、 ものは自己の遺言であり、自ら書いて署名したものであるこ 公証人及び少なくとも六人の対して、このように封緘し 改正されたものである。それ以前の規定は、「.....遺言者 公証人は、その用紙の上に、又は、 公証人及 封紙とし た

うなことが、言われていた。 いし、他者に筆記させてもよいことになる。そこで、 この規定によっても、遺言者は、遺言を自分で書いてもよ 次のよ

旨の申述を遺言者が公証人と証人らとにすること、 委ねてしまうことも可能である。この場合、遺言者意思と遺 言とが一致していることが、遺言者の署名と、 ではない。自分の遺言の作成を、 遺言の筆者に遺言を口述をするというようなことも全く必要 「他者によって自分の遺言を筆記させる場合には、遺言者は、 十分に、確認 (vérifier) されなければならない。 好ましいと思われる者に、 一致している とによっ

一九五〇年の改正においては、 このような論述が基になっ

>」)ができあがったと考えられる。 後者の場合には、遺言者はその文言 (libellé) と内容を自身 か又は他の者によって書かれたか、とういうことを申述する。 現行の条文の文言 (「.....彼 (遺言者) によって書かれた (vérifier) したということを是認しなければならない。

まとめ

秘密証書遺言の有効性を遺言者の意思表示に依らせているこ うようなことは一切考えられていない。 しているということを、遺言者に申述させることとしている。 た遺言の文言を確認して、 以外の者が遺言の筆者である場合には、 遺言が遺言者の真意を現しているかについて尋問をするとい まったく問題にしておらず、ましてや、遺言者以外の筆者に 外の誰が遺言を筆記したのかというようなことについては、 の区別に重点がおかれているのみで、それ以上に、遺言者以 遺言を筆記したのか、遺言者以外の者が遺言を筆記し フランス民法の秘密証書遺言においては、遺言者が自身で 遺言の文言が遺言者の意思と一致 遺言者が他者の書い その代わり、 遺言者 たのか

あり、このことだけで遺言は無効となる。遺言書を筆記した かわらず、遺言者自身で筆記した旨を申述したということで は、第三者がワープロを用いて遺言書を作成しているにもか だけでも、 確にされなければならない。 のは遺言者かそれ以外の者かの区別は、事実に基づいて、 ようになされるべきかという問題以前のこととして、 遺言は無効となる。 この区別が明確になってい 遺言者 ない

言者以外の者が「筆者」の場合は、民法九七〇条一項三号の

前にして、遺言者に対して、「筆者」が誰かを明確にさせ、遺 秘密証書遺言の作成に立ち会う場合には、二人以上の証人を と申述すること」といった規定を置くべきであると考える。

このような改正がなされない現状においては、公証人は、

には、「遺言者は、遺言の文言を確認して、

自分の遺言であ

る

加えて、遺言者以外の第三者が遺言の「筆者」となった場合

て見ると、我が国においても、

秘密証書遺言の規定に変更を

このようなフランス民法における規定の文言の変更につい

「自己の遺言書である旨」の申述に関連させて、遺言者は遺言

からに、

遺言者に

- 5 頁)。」と説いている。 モノニ非ス」という明治三一年九月二〇日の民刑局長回答記事 に従って其の保管を為すべきである (和田于一・遺言法一〇二 公証人の記載があるけれども、其の内容は公正証書ではないか 八三号一〇四頁がある。学説も、「秘密証書に依る遺言の封紙は 遺言証書八別段ノ規定ナキニ於テハ公証人ニ於テ預リ置クヘキ 秘密証書に依る遺言書の保管については、「民法第千七条秘密 公証人の保管すべきものでない。遺言者は便宜の方法
- (2) 近藤英吉・判例遺言法・七一頁。 奥田義人・民法相続論・三 コト知ラサル者」 一二頁は、「他人ヲシテ筆記セシムルヲ得ヘシ」として、 は秘密証書遺言をすることはできない

秘密証書遺言の方式に違背することにはならないと考える。

もっとも、

本件遺言に関しては、

公証人による付記がどの

防ぐことになる。また、公証人がこのような付記をしても た遺言の趣旨と遺言者の真意との間に齟齬の発生することを

(注)

53 - 1 - 213 (名城 '03)

- (3) 中川善之助 = 泉久雄・相続法(第四版)五三七頁
- 野竹三郎・相続法・四〇一頁野竹三郎・相続法・四〇一頁、高
- 昭。
 5) 久貴・前掲書・一一○頁。中川=泉・前掲書・五三八頁も参
- (6) Planiol et Ripert, Traité pratique de droit civil français, T., n. 575; Aubry et Rau, Cours de droit civil français, T. \$671, p. 607, note2; G. Baudry-Lacantinerie, Traité théorique et pratique de droit civil, 3e édition, XI, 1905, n. 2125.
- (7) Planiol et Ripert, op. cit., n. 575, note (2); Cass, req. 16 déc. 1834, S. 35, 1, 463.
- (∞) Jurisclasseur civil, Art. 971-998, Testament mystique, 1961, n. 9.
- ($\boldsymbol{\circ}$) Planiol et Ripert, op. cit., n. 575, note (2); Jurisclasseur civil, op. cit., n. 8.
- 2) Planiol et Ripert, op. cit., n. 575, note (3).
- (A) Planiol et Ripert, op. cit., n. 575; Jurisclasseur civil, op. cit., n. 13.
- 12) Lyon, ler juill. 1980; D 1981, IR. 468 は、次のように判決をした。「フランス民法九七六条においては、秘密証書遺言をしようとする者は、『その内容は、遺言であり、自己の署名がなされたおり、自己が書いたものであるか、他の者が書いたものであるかを申述し、後者の場合においては、その書かれたものを自るかを申述し、後者の場合においては、その書かれたものを自るかを申述し、後者の場合においては、その書かれたものを自るかを申述し、後者の場合においては、その書かれたものを自るかを申述し、後者の場合においては、その書かれたものを自

規定の適用により、無効である。」 規定の適用により、無効である。」

(名城 '03) 53-1-214

- (≅) G. Baudry-Lacantinerie, op. cit., n. 2125.
- (4) 前注 (12) のフランスの判決例を参照。

(二〇〇三年六月一三日)